

やってしまったことの後悔は日々小さくなるが、
やらなかったことの後悔は日々大きくなる

林真理子の若者向けの檄文だが、若者ではない私も励ましてくれる。実際、私の人生も「やってしまった後悔」の連続である。24歳の時に大阪京橋で「大栄経理学院」を創業し、大成功したのに公認会計士試験受験のために離脱した件などはその典型である。これで人生を大きく回り道した。若気の至りと言うしかないが、何故か懐かしい気持ちが募りつつある。ちなみに、「大栄経理学院」は、上場会社の子会社になっている。



(竹内)

工事の請負等に関する消費税率アップの留意点

改正消費税法によれば、取引が施行日(平成26年4月1日)の前か否かにより、適用される消費税率が異なることとなります(旧税率5%・新税率8%)。

しかしながら、前売り等で料金を領収する旅客運賃や、長期の請負工事など、その取引形態から、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について新税率を適用することが望ましくない取引があります。そこで一定の取引について、平成26年4月1日以後に資産の譲渡等が行われた場合であっても旧税率を適用する経過措置が設けられています(さくら通信4月号参照)。

この点、工事の請負等については、指定日(平成25年10月1日)の前日までに締結した工事の請負に係る契約に基づき、施行日(平成26年4月1日)以後に引渡しを行うものは旧税率(5%)が適用されます。

しかしながら、この工事のための原材料などの課税仕入れに係る消費税率は、売上げに適用される税率と紐付きとはならない点に要注意です。この場合、その原材料が何の売上げのために仕入れたものであるかに関係なく、課税仕入れを行った日が施行日(平成26年4月1日)前である場合は旧税率(5%)、施行日以後である場合は新税率(8%)を適用することになります。

また、下請け業者に支払う外注費についても、元請け工事に経過措置の適用があるか否かに関わりなく、個々の下請け工事の契約の締結時期や工事内容がこの経過措置に該当するかどうかにより、適用税率の判定をすることになります。

したがって、場合によっては、受け取る工事代金に係る消費税は旧税率(5%)、材料代や下請け先に支払う外注費は新税率(8%)といったことも考えられますので、注意が必要です。



(大寺)

9月の税務

- 1 8月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- 2 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…9月30日
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…9月30日
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…9月30日
- 5 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…9月30日
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…9月30日
- 7 消費税の年税額が4800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…9月30日

平成25年9月分(10月納付分)から 厚生年金保険料率・標準報酬月額が変更となります

厚生年金保険料率

現行 16.766% (個人負担 8.383%)



改定 17.12% (個人負担 8.56%)

また、算定基礎届により9月からの新しい標準報酬月額が決定する人がいます。

9月からの新しい標準報酬月額により保険料や手当金が計算されますので、等級改定・保険料率変更による控除保険料の変更にご注意下さい。

(西谷)

9月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者) 現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者) 現況届

- ※ 老人週間(15日～21日)
- 健康増進普及月間
- 船員労働安全衛生月間
- 障害者雇用支援月間

会計制度

計算書類の注記表について⑥

会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。今回は、「表示方法の変更に関する注記」についてご説明します。

会社計算規則第102条の3

表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

1	当該表示方法の変更の内容
2	当該表示方法の変更の理由

※記載例

〇〇の表示方法は、従来、貸借対照表上、〇〇(前事業年度×××百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、〇〇(当事業年度×××百万円)として表示しております。

企業会計原則では各々の会社の経営実態をより明確に表示することができるよう、1つの会計事象に対して複数の表示方法が認められているケースがあります。そうすると、会社外部の第三者(銀行、投資家)が決算書を見た場合、どの表示方法を採用したのかが分からなければ、その企業の経営実態を正確に把握することができません。

このような情報を利害関係者に伝えるための文章が「表示方法の変更に関する注記」です。中小法人(資本金1億円以下の法人)にも記載義務がある点にご注意ください。

(渡邊)

建設係

廃業の届出

先月号では、許可を受けた後、登記事項等に変更が生じた場合の一覧を掲載しましたが、個人事業主が死亡したときや法人が合併で消滅したときなど、以下の理由が生じた場合には廃業届を30日以内に提出する必要があります。

廃業等の理由	届出者	添付書類
1. 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人	戸籍謄本を提示 (受付時に相続人であることの確認)
2. 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	登記事項証明書
3. 法人が破産により解散したとき	破産管財人	裁判所発行の破産管財人を証する書面の写し
4. 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	清算人	登記事項証明書
5. 許可を受けた建設業を廃業したとき	法人は役員、個人は本人	原則不要

(岸上)

任意保険と自賠責保険の違い

	任意保険	自賠責保険
加入義務	車両の所有者の任意加入	法令により車両の所有者に強制加入が義務
補償の範囲	加入者の任意選択	人身事故による対人賠償のみ
保険金・補償内容	加入者本人が選択	法令で定められている
示談交渉	示談代行サービスが付帯されている場合は加入する保険会社が交渉する	請求者が交渉する
過失相談	厳格に行われる	過失がある時のみ減額される

任意保険

任意保険とは、車両の所有者が任意的に加入する保険で、自賠責保険で賅えない補償を補うために加入する保険です。

対人・対物賠償、搭乗者補償、車両の損害等を対象としています。

保険会社が販売する商品に特徴がありますので、加入する際は内容を確認する事が重要です。



自賠責保険

自賠責保険とは、人身事故のみを補償の対象とするため、物損事故には適用されません。

自賠責の未加入車または、有効期限切れの車を運転した場合、「1年以下の懲役、または50万円以下の罰金」など重い罰則が定められています。

また、自賠責保険には支払限度額下記のように定められています。

- ◆ 傷害による損害 120万円
- ◆ 後遺障害に損害で最も重い1級 4,000万円
- ◆ 死亡による損害 3,000万円

(東條)

医療係

償却資産（固定資産税）申告

償却資産とは？

会社や個人で経営している方で、その事業のために用いている構築物等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

申告対象資産 {
 ・舗装路面や広告塔などの「構築物」
 ・電気設備や給排水設備、医療機器設備などの「建物附属設備」
 ・各種医療機器、自動販売機、エアコン、パソコンなどの「工具器具備品」 など

申告対象外資産 {
 ・ソフトウェアなどの「無形固定資産」
 ・取得価格が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で損金算入することを選択したもの
 ・自動車税、軽自動車税の課税対象になる車両 など

※個別償却の場合や租税特別措置法による中小企業者等の少額特例を適用した資産は申告の対象となります。

税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額}(\ast) \times \text{税率}(1.4\%)$$

(※課税標準額とは、その年の1月1日現在の償却資産の評価額の合計です。)

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

固定資産税の対象となる資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を市町村役場へ申告する必要があります。申告書の法定提出期限は1月31日です。

申告漏れや修正申告があった場合、資産の取得年次に応じて遡及することもありますのでご注意ください。

(後藤)



資産税係

小規模宅地の評価減の適用範囲拡大

『相続税の改正(基礎控除の縮小)により庶民にも相続税がかかるようになる』とテレビ等で話題となっていますが、ご自宅を市街中心部にお持ちの方が相続税の納付のために自宅を売らなければならないことを防ぐために、「小規模宅地特例」の要件が緩和されます。

※ **小規模宅地の評価減の特例**のうち自宅に関するものは、亡くなった方の**自宅敷地**を、**配偶者や同居の子等**が相続した場合に、**土地の評価額を80%下げます**という特例です。

(1) 居住用土地の面積制限が拡大 (平成27年1月1日の相続から適用)

小規模宅地の特例の対象となる居住用の土地の面積制限が、240㎡から**330㎡に拡大**されます。

(2) 2世帯住宅要件の緩和 (平成26年1月1日の相続から適用)

現行では、2世帯住宅であっても、建物内部で行き来できないような構造の場合、同居とみなされず小規模宅地の特例が受けられませんでした。今回の改正により、相続人の同居要件について、それぞれの居住スペースが分離していると特例の適用を認めないとする取扱いが撤廃されています。例えば、外階段しかないような二世帯住宅で、父が亡くなった場合、1階に住んでいる母か、2階に住んでいる息子が相続した場合には、敷地全体が小規模宅地の評価減特例の対象となります。

(3) 老人ホームへ入居した場合の要件の緩和 (平成26年1月1日の相続から適用)

現行では、いわゆる終身利用権付きの老人ホームに入居した場合には、居住場所は老人ホームに移り、自宅は居住用ではないとみなされ、小規模宅地の特例の適用対象外という不合理な取扱いがなされていました。今回の改正により、介護が必要のために老人ホームへ入居し、自宅が他人に貸付けられていないのであれば、小規模宅地の特例が受けられるようになります。

(坂田)

四国税理士会 事務所職員永年勤続者表彰

◆◆◆ 表彰を終えて、一言!! ◆◆◆

昨年は徳島商工会議所、今年は四国税理士会から10年表彰を頂き、感謝しています。最近歳のせいか、つめて仕事をすると疲れが出るようになりましたが、今後もゆっくりと着実に一日一日を積み上げていきたいと思えます。

税務部 第2課 坂 雅市

◆◆◆ 記念に1枚!! ◆◆◆

四国税理士会より5年表彰を頂きました。平成19年4月入社以来、さくら事務所では色々なことを学び、色々なことを経験させてもらえました。この間結婚・出産等もありましたが、こうして仕事を続けられるのも会社の方々の理解あつてのことです。まだまだ半人前、鈍臭くおっちょこちょいの私ですが、少しずつでも成長していきたいと思えます。

税務部 第5課 原田 茜



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181